

(案)

# 多摩市街路樹よくなるプラン

改 定 版 (素案)



平成 30 年 3 月  
多摩市都市整備部

# まちの木の文化研究会

## (仮題) 街路樹



表紙写真「多摩市の代表的な街路樹景観」の説明

街路部：メタセコイア通り 6-1号線 代表樹種：メタセコイア	街路部：上之根大通り 5-2号線 代表樹種：モミジバフウ
ペデ部：多摩センター駅周辺 5-33号歩線 代表樹種：クスノキ	ペデ部：多摩中央公園～ 落合二丁目 5-35号歩線 代表樹種：シラカシ

## 目 次

### 第1章 改定の背景と目的

1.1 改定の背景と趣旨 .....	1-1
1.2 現行の「よくなるプラン」が有する問題 .....	1-3
1.3 改定にあたっての基本的な考え方 .....	1-5
1.4 計画の対象範囲と期間 .....	1-6

### 第2章 街路樹の実態と課題

2.1 街路樹の本数 .....	2-1
2.2 街路樹の現状 .....	2-2
2.3 多摩市の街路樹管理の課題と方向性 .....	2-7

### 第3章 街路樹の目標像及び方針

3.1 テーマ及び方針 .....	3-1
3.2 実施方針 .....	3-2
3.3 短期的・中長期的なビジョン .....	3-3

### 第4章 方針を実現させるための取り組み

4.1 課題対応の基本的な考え方 .....	4-1
4.2 課題解決の取り組み .....	4-2
4.3 改善モデル路線の選定及び改善例 .....	4-8
4.4 実施体制 .....	4-27

### 第5章 方針の実現に向けてのプログラム

5.1 取り組みの枠組み .....	5-1
5.2 実施の流れと進捗管理 .....	5-2
5.3 10ヵ年工程表 .....	5-3

### 参考資料

## 第1章 改定の背景と目的

### 1.1 改定の背景と趣旨

#### 1.1.1 街路樹とは

街路樹は沿道景観を彩り、季節感や潤いをもたらし、良好な都市景観を形成する上で大きな役割や機能を有しています。

具体的には、緑陰形成機能、景観向上機能、交通安全機能、生活環境保全機能、自然環境保全機能、防災対策機能などさまざま機能を有しています。また、街路樹を含む都市のみどりは、健康に良い影響を及ぼす研究成果なども近年報告されてきています。さらに、街路樹は、まちの価値を向上させる役割も有しています。

街路樹は剪定などの手入れを行う必要があり、適正な管理をしながら、それらがもつ機能を十分に発揮させていくことが重要です。街路樹のもつ機能を十分に発揮させていくことは、選ばれる魅力あるまちづくりを推進していくために必要です。

#### 1.1.2 よくなるプランの策定の経緯と位置づけ

上述の多くの役割・機能を有している街路樹ではありますが、植栽後、約30年以上経過し大径化した街路樹は、街路灯の照明を妨げたり、根上がりを生じさせたりする等、市民生活や道路の安全な通行に様々な障害を発生させています。このような背景から、多摩市は平成20年度に「多摩市街路樹よくなるプラン（街路編）」（以下、「よくなるプラン」）を策定しました。よくなるプランは、多摩市第五次総合計画を上位計画とし、街路樹が要因となる諸課題を解決し、「安心して快適に暮らし、移動できるまちづくり」を実現するため、街路樹等の適切な管理運営を目指すための指針として策定されたものです。

現在まで、「よくなるプラン」に基づき、多摩市は交通安全及び防犯面等の支障の改善を目的として、支障の原因となっている街路樹の伐採等を計画的に進めてきました。この結果、よくなるプランで設定した重点管理路線（17路線）における交通支障箇所については、平成28年度までに概ね改善を完了しています。

#### 1.1.3 よくなるプラン改定の経緯

よくなるプランの策定により、当初の課題であった交通支障箇所についてはある程度解消できた一方、よくなるプランの策定から10年が経過した現在、多摩市内全域において、街路樹に係る様々な課題が新たに浮上してきました。また、よくなるプラン策定から道路緑化技術基準（平成27年度3月）の改正により、安全かつ円滑な交通の確保にさらなる重点を置くことが明確化されたことや、市の関連計画である第五次総合計画第2期基本計画における「3本の柱」の1つとして、スマートウェルネスやシティセールスといった概念が新たに掲げられたことなど、道路構造に係る法令等や多摩市の関連計画の内容が更新されています。こうした世の中の動きや市勢の変化についても考えていく必要があります。

よくなるプランでは、平成30年度に見直しを行うことになっていることから、平成29年度から30年度の2ヵ年で、現行プランで明らかになった諸課題を解決するために、「よくなるプラン」の改定作業を行うことになりました。

今回の改定に際しては、学識委員と公募市民委員によって構成される「多摩市街路樹よくなるプラン改定委員会」（以下、改定委員会）を設置し、検討を重ねました。また、市民ワークショップや市民アンケートの実施により市民意見も最大限取り入れながら、改定作業を進めました。

改定にあたっては、「道路法」、「道路構造令」、「道路緑化技術基準」の法令等に準拠し、多摩市の関連計画である「多摩市道路整備計画」、「多摩市都市基盤施設維持・更新基本計画」、「多摩市みどりの基本計画」、「多摩市みどりのルネッサンスの取り組み報告書」の内容との整合を図っています。

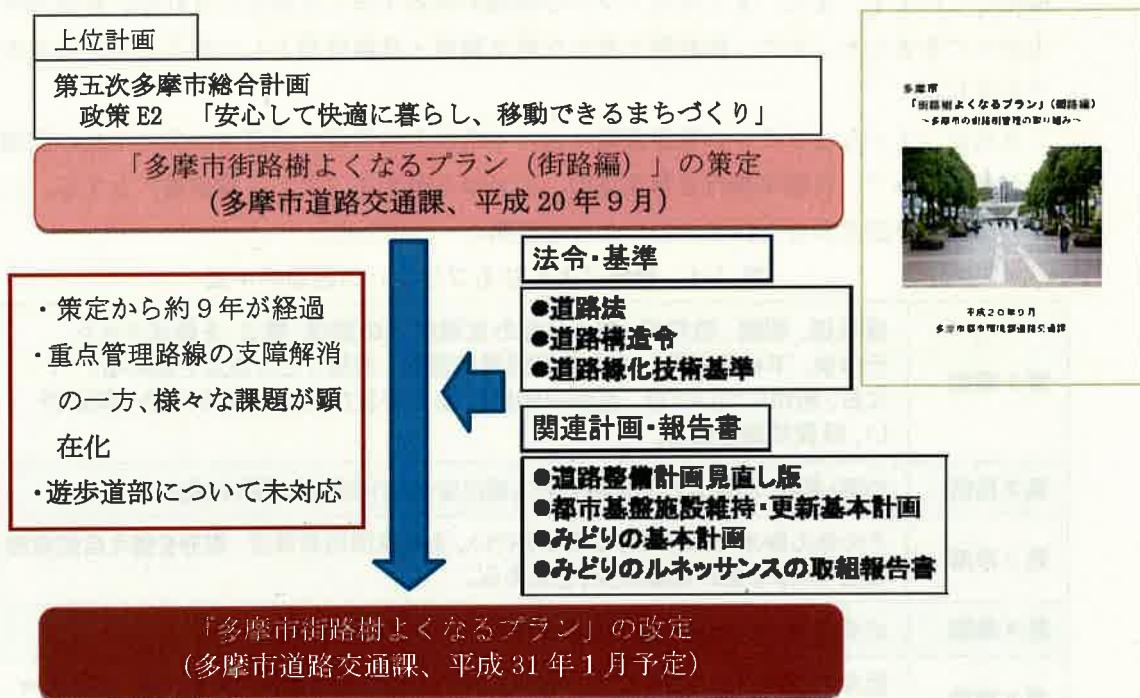


図 1-1 街路樹よくなるプランの改定の経緯

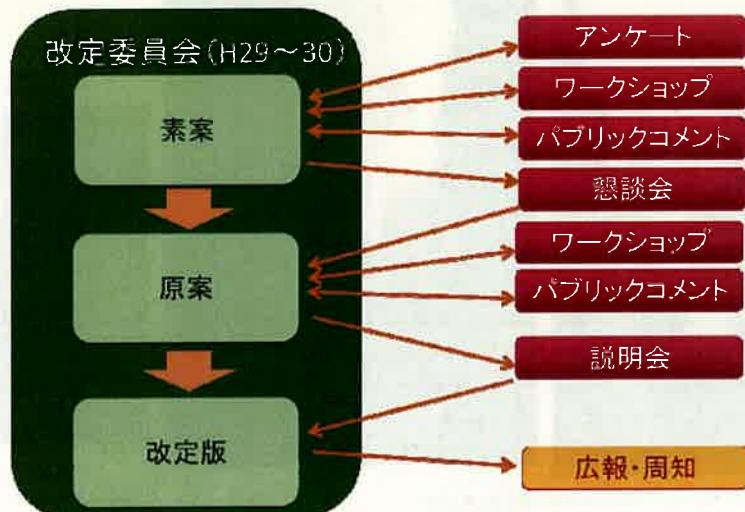


図 1-2 多摩市街路樹よくなるプラン改定の流れ

## 1.2 現行の「よくなるプラン」が有する問題

現行のよくなるプランでは、街路樹に係る諸課題の解決に向け第1段階～第5段階の改善方法を設定し、段階的に改善に向けた取り組みを実施してきました（表1-1参照）。しかし、街路樹の大径木化に伴う老木化や危険木化の発生が後を絶たず、街路樹の維持管理は交通支障木や支障枝の撤去といった対応にとどまっており、現状の管理方法では街路灯の照明障害や民有地への枝葉の越境等の課題にすら十分に対応しきれていません。

また、沿道住民からの街路樹の改善に関する様々な要望が寄せられる一方で、多摩市の街路樹を後世に残していくたいという要望をいただきなど、街路樹管理に対する市民意識が多様化しています。また、よくなるプランの段階的改善手法では対応しきれない状況が浮かび上がってきました。また、街路樹を新たな観光資源・景観資源として捉える考え方も近年出てきました。

さらに、よくなるプランの策定段階における市民との情報や認識の共有の不足の問題、対象が街路のみで、自転車歩行者専用道路、いわゆる遊歩道（以下、遊歩道）とする。に関してはまだ方針設定がなされていないことも課題の一つでした。

表1-1 現行「よくなるプラン」の段階的手法

第1段階	信号機、標識、防犯灯、根上り等の支障樹木の間伐(撤去)を優先させる。 その後、下枝軽剪定による建築限界の確保。樹種ごとの剪定を進める。 なお、剪定については、道路の舗装打換工事及び改良工事の中で一緒に行い、経費節減を図る。
第2段階	公園・学校・団地及び法面緑地と二重になっている箇所の間伐(撤去)を進める。
第3段階	その他の樹木間隔を広げる間伐を行い、生育空間の確保後、樹形を整え自然樹形仕立てによる豊かな樹形作りを進める。
第4段階	必要箇所での若木へ樹木更新を進める。
第5段階	既存の街路樹がふさわしくない箇所についての樹種変更を進める。（例：常緑樹⇒落葉樹に変更）



老木化



危険木化



根上がり

写真 多摩市の街路樹にみられる状況（1）



街灯の照射阻害・  
民有地への枝葉の越境

歩行空間が暗い

信号機の視認阻害

写真 多摩市の街路樹にみられる状況（2）

以上から、現行のよくなるプランが有する課題は以下に示す6つであるといえます。

#### 【現行のよくなるプランが有する課題】

##### ①目指すべき将来像（ビジョン）の共有化

多摩市の街路樹の目指すべき将来像（ビジョン）を具体的に示し、多摩市の管理側及び市民間での街路樹の将来像の共有化が必要である。

##### ②現行プランの段階的手法では対応しきれないケースへの対応

安全確保を第一優先としつつも、大径木化に伴う諸課題を改善するには、管理方針に持続可能という概念を取り入れることが必要である。

##### ③街路樹を観光資源や景観資源と捉える意見を踏まえた、管理方針の設定

重点管理路線の区分の再検討の要望や、多摩市の資源と捉える意見を踏まえた路線管理（優先度）見直しが必要である。

##### ④遊歩道部のみどりに関する指針・管理計画策定の必要

現行のよくなるプランの計画対象範囲は街路部（道路沿道の街路樹）に限定されているため、自転車歩行者専用道路に植栽されている街路樹の管理計画の策定が必要である。

##### ⑤街路樹管理のあり方に係る住民コンセンサス

街路樹を批判する住民と街路樹を愛する住民の両者の合意が必要である。

##### ⑥よくなるプラン策定に向けた市民意見の聴取や広報・周知の実施

よくなるプランの策定の際、市民意見を広く取り入れることや、よくなるプラン策定後、広く市民が計画を認識できるよう広報周知の工夫が必要である。

### 1.3 改定にあたっての基本的な考え方

今回の改定作業にあたっては、以下の5つの事項を重視し、改定作業に取り組みました。遊歩道（ペデ）の街路樹については、現行のプランでは「よくなるプラン（ペデ編）」を別途策定することにしていましたが、今回の改定作業では道路樹木の総合的な管理方針を検討する必要があることから、ペデの街路樹も対象として検討しました。

#### ① 多摩市の街路樹の目指す姿の具体化

→目指す姿の具体化による取り組みの方向性の具体化（2章）

#### ② 予算規模にあった街路樹のあり方の具体化（3章）

→本格的な生産人口減少社会の到来に伴い、市税等の歳入減少が想定されることから、限りある財源で継続的に適正な維持管理が可能となる街路樹の質や量、管理手法の具体化

#### ③ 安全確保と持続可能な管理運営に向けての街路樹管理方針の決定（3章、4章）

→現行プランの安全確保の概念を踏襲した上で、持続可能な街路樹管理の概念を取り入れた具体的な方針の決定

#### ④ 街路樹のあり方の多様性を踏まえた管理方針の決定（3章、4章）

→街路樹を道路付属物としてだけでなく、観光資源等の他の要素としてのあり方を踏まえた管理方針の検討、決定

#### ⑤ 街路樹整備に向けてのシナリオの立案（5章）

→方針の実現に向け、課題対応を計画的に行うための実施方法や取り組み内容、実施体制の具体化

### 「多摩市街路樹よくなるプラン（街路編）」における課題

街路樹の大径化・  
高木化・老木化

現状の維持管理で安全確保・  
景観維持の限界

市民の意識の多様化

### 「多摩市街路樹よくなるプラン」改定版

#### 重点的に取り組む事項

- ①多摩市の街路樹の目指す姿（目標像）の具体化
- ②予算規模にあった街路樹のあり方の具体化
- ③安全確保と持続可能な管理運営に向けての街路樹管理方針の決定

5年後、10年後、20年後の将来を見据えた方針  
今だけを考えるのではなく、次世代に向けた管理の方針

道路環境や沿道条件と整合した樹種の検討

- ④街路樹のあり方の多様性を踏まえた管理方針の決定
- ⑤街路樹環境整備に向けての基本計画の策定

図 1-3 今回の改定で取り組む事項



街路



遊歩道（自転車歩行者専用道路）

写真 街路と遊歩道（自転車歩行者専用道路）

#### 1.4 計画の対象範囲と期間

本計画の対象範囲は、多摩市内の市道沿いの街路部及び遊歩道部であり、対象期間は2019年4月から2029年3月の10年間です。

## 第2章 街路樹の実態と課題

### 2.1 街路樹の本数

現在、市の道路に植栽されている街路樹の本数は、平成29年4月1日時点での街路部に8,027本、遊歩道部に8,818本の計16,845本です。樹種については、街路部にはサクラ類、遊歩道部にはシラカシ、ケヤキ、サクラ類が多く存在します。

現行「よくなるプラン」の策定された平成20年3月31日の本数（街路部10,350本、遊歩道部10,352本）と比べると、街路の高木は、約22%減、遊歩道の高木は約15%減となっています。

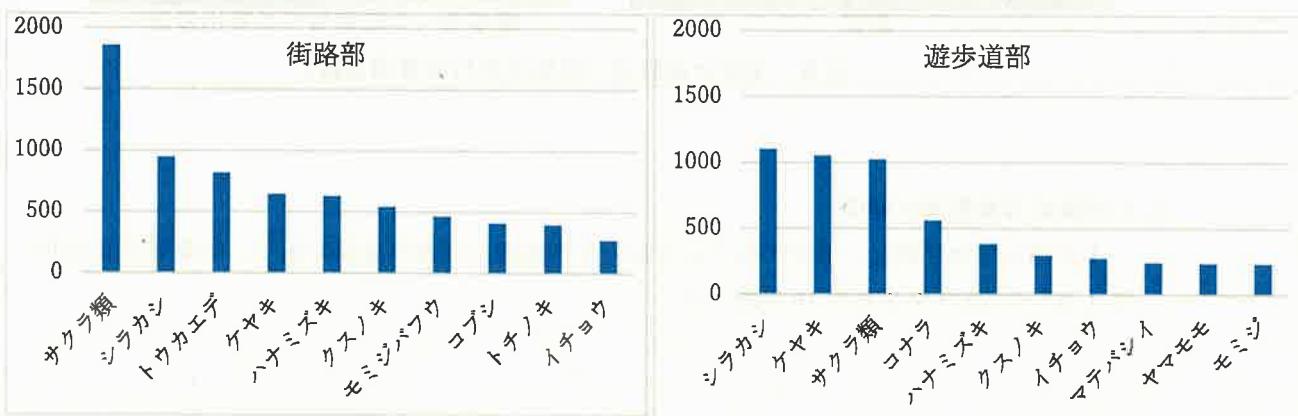


図 2-1 街路部及び遊歩道部における街路樹の本数※と代表樹種（縦軸：本数）

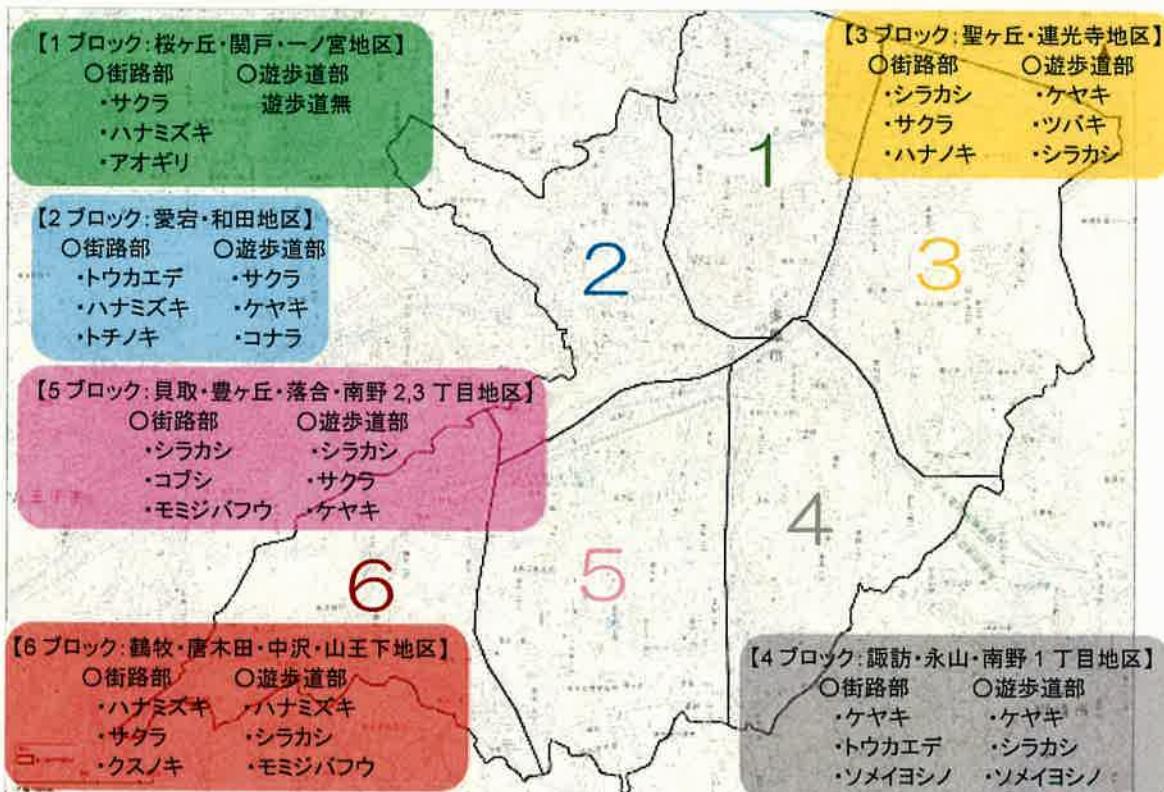


図 2-2 地区別の本数と代表樹種

## 2.2 街路樹の現状

### 2.2.1 街路樹の現状

街路樹の現状を、平成29年8月に実施した現地基礎調査に基づく生育状況と、日常の維持管理における枯損木撤去の状況から示します。

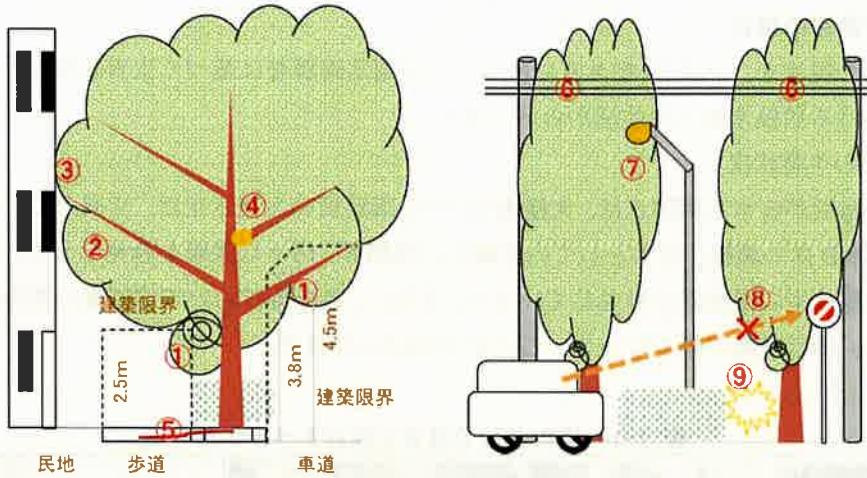
#### (1) 街路樹の生育状況

市の街路樹が有する問題点は、大径木化です。街路樹の大径木化は、交通上の安全に関する課題、樹木自体の課題、並木としての景観上の課題等、様々な課題を誘発します。大径木化による諸課題は主に街路部で発生しています。さらに、遊歩道においては枝葉の繁茂により過密化が生じ、歩行空間が暗くなっていることがあげられます。

表 2-1 市における改善を検討すべき状況

交通安全上の課題			
街路樹自体の課題			
景観上の課題等			

(平成29年8月 現地基礎調査結果)



①枝葉の建築限界越境	④大枝の不朽による落枝の危険	⑦枝葉繁茂による街灯光阻害
②枝葉の民地への越境	⑤根上がりによる歩道舗装の破損	⑧枝葉による交通標識等の視認阻害
③枝葉の他施設への接触	⑥架線への枝葉接触	⑨中低木繁茂による視距阻害

図 2-3 街路樹の大径木化による弊害(模式図)

## (2) 枯損木の状況

街路樹の大径木化は、周辺木や周辺施設との競合や接触を生じ、樹勢の変化にも現れます。例えば、樹木に腐朽をもたらすキノコの発生は、樹勢の衰退の兆候とみることができます。

街路樹の枯損による年間の伐採本数は、年間 120~310 本程度で推移しており、樹種に着目すると街路部でハクウンボク、サクラ類が、遊歩道部でサクラ類、マツが多い傾向にあります。

現行よくなるプラン策定時からの街路樹の本数の減少は、こうした枯損木の除去によるものです。

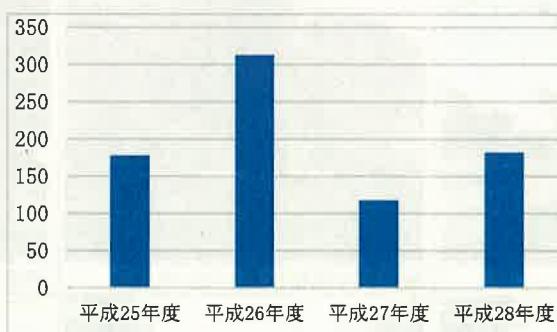


図 2-4 枯れ木に伴う年間伐採本数の遷移 (縦軸: 本数)

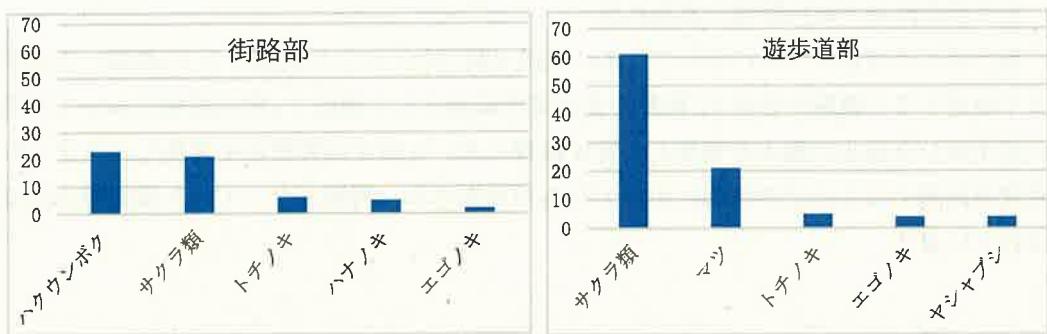


図 2-5 平成 28 年度における枯損の多い樹種（縦軸：本数）

### 2.2.2 市の街路樹の維持管理の実施状況

#### (1) 現行のよくなるプランの維持管理の実施状況

現行のよくなるプランの実施状況は、図 2-7 に示す通り、主に第 1 段階である信号機や標識、街路灯の支障となる枝の剪定や街路樹の撤去を中心に取り組んでおり、年間の支障解消実施箇所数については 100 箇所以上となっています。

また、舗装打換工事や街路灯 LED 化の道路工事にあわせ、自治会や管理組合等の要望を受け合意形成の上、支障箇所の改善を目的にした街路樹の間伐（間引き）などを実施することにより、安全な道路空間の確保を目指してきました（図 2-8）。

現状の取り組み	
第 1 段階	信号機、標識、交差点の見やすさの確保、街路灯支障などの防犯上の支障を、根上がり等により道路を破損させている街路樹の撤去（+建築限界の確保）
第 2 段階	公園や学校、団地の緑地と重複している街路樹の間伐
第 3 段階	樹木間隔を広げるための間伐 →生育空間の確保、自然に近い緑豊かな樹形づくり
第 4 段階	景観上で大切な街路樹や、枯れた街路樹を若木へ更新
第 5 段階	既存の街路樹がふさわしくない箇所について、樹種変更

図 2-6 現行プランにおける課題対応の基本的な考え方



図 2-7 現行プラン策定後の取組（諏訪の谷通り）

## (2) 重点管理路線の維持管理の実施状況

現行のよくなるプランにおいて、主に間伐（間引き）により改善する12路線、主に剪定により改善する5路線の合計17路線を重点管理路線として選出し、間伐路線においては支障木の剪定及び支障木の撤去を実施し、剪定路線においては主に軽剪定を実施してきました。重点管理路線のほとんどの区間において計画が実施され、問題となっていた諸課題はほぼ改善されています。

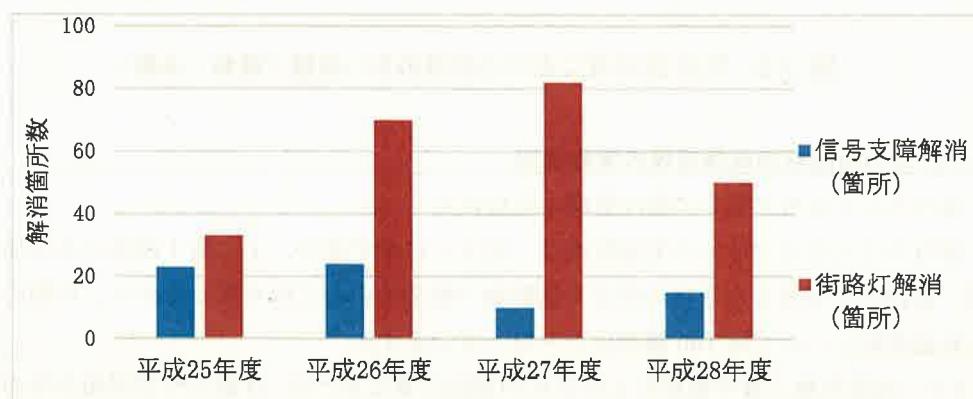


図 2-8 重点管理路線における交通支障解消箇所数[A1]の遷移

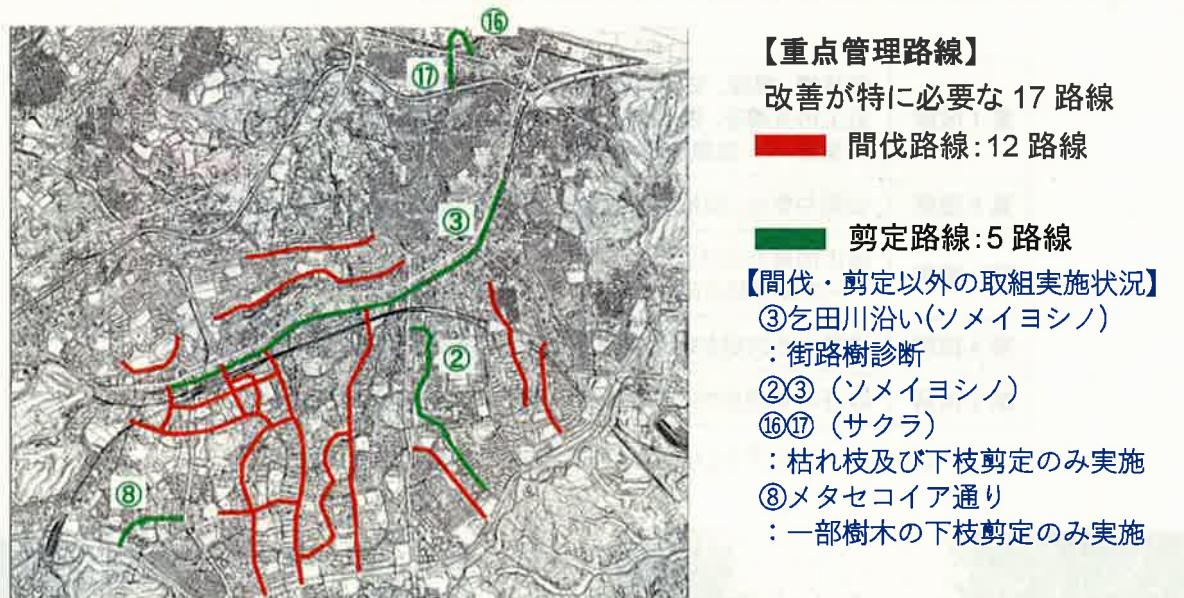


図 2-9 街路樹よくなるプラン（街路編）の重点管理路線への対応

「重点管理路線」: ①諏訪の谷通り、②永山さくら通り、③乞田川沿いサクラ、④愛宕南住区、⑤愛宕北住区、  
⑥上之根大通り、⑦多摩センター駅周辺、⑧メタセコイア通り、⑨諏訪尾根通り、⑩貝取大通り、  
⑪豊ヶ丘中通り、⑫青木葉通り、⑬山王下緑地前、⑭永山スズカケ通り、⑮落合ケヤキ通り、  
⑯聖蹟Uロード、⑰さくら通り（一部路線以外の図示は省略）

### (3) 道路植栽全般にかかる維持管理状況

現在の街路樹維持管理費のうちの多くは、市内の街路部及び遊歩道部に多く存在する低木の剪定、生垣の刈込、除草、草刈の定期的な管理に充てられており、高木の剪定を定期的に実施できていないのが現状です。それにより、高木の枝葉が繁茂し、様々な支障が生じています。

### (4) 市民連携

市の道路施設に関する市民連携の取り組みとして、アダプト制度があります。この制度は、道路施設等の公共空間の美化や清掃活動を通じて、市民意識の高揚と協働による街づくりの推進を目的としており、市民と市との役割分担を明示した合意書を締結し活動に取り組んでいます。主に植樹帯内花壇の整理や除草、清掃等の活動に取り組んでいます。登録団体数は、平成29年11月24日時点で、街路部で19団体、遊歩道部で36団体の合計55団体です。

そのほか、現行のよくなるプランに基づく取り組みを進めるにつれ、市民の街路樹管理への参加・連携を求める声が寄せられています。

## 2.3 多摩市の街路樹管理の課題と方向性

### 2.3.1 多摩市の市勢・財政

多摩市の人囗は現在14万7千人であり、高齢化が進行しているため、今後、生産人口の減少に伴い税収の減少が想定されます。

今後、市は、多摩ニュータウン再生方針に基づく取り組み、在住市民の健幸都市づくり（スマートウェルネスシティ）の推進、また、シティセールスなどのさまざま施策展開によって、外部からの新たな居住者を呼び込めるまちづくりを目指しています。

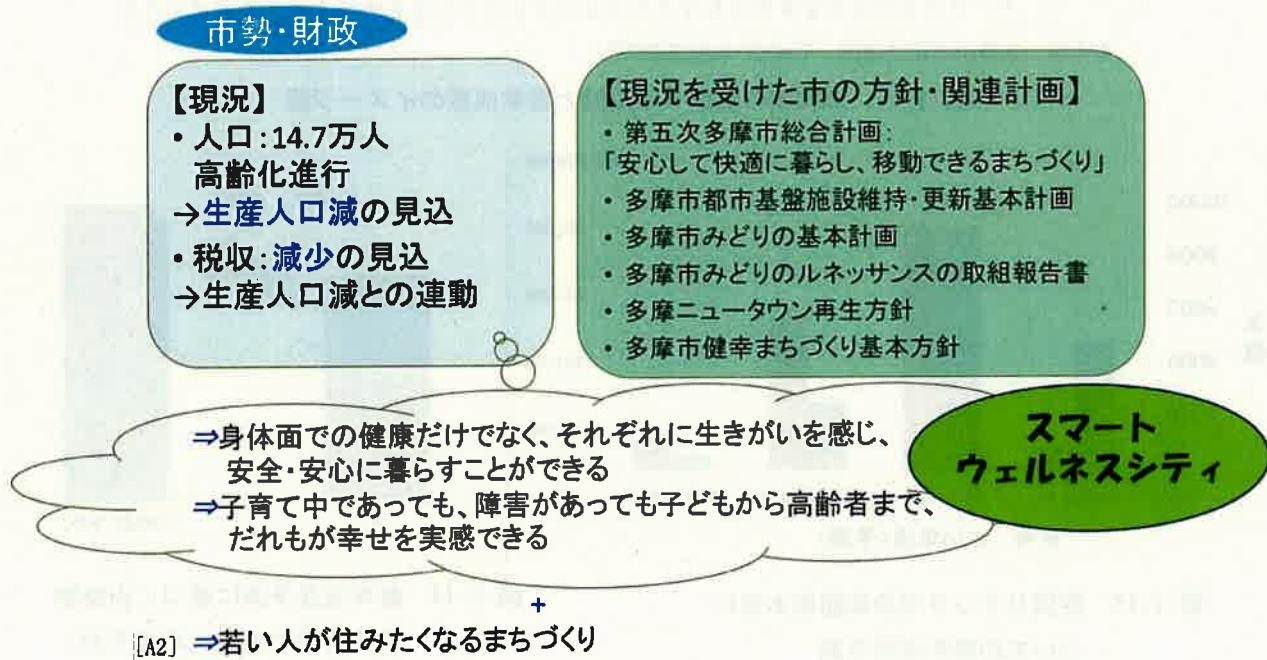


図 2-10 多摩市の現況と今後の姿

### 2.3.2 街路樹維持管理費の増加

市の街路樹の管理費の執行のうち、剪定や枯れ木の伐採が占める割合は大きいです。剪定や伐採の費用は、樹木の幹周りにより単価が決められており、剪定単価は幹周 60 cm 毎に剪定費用が上昇、伐採単価は 30cm ごとに伐採費用が上昇します。今後 10 年間でさらに大径木化が進むと、剪定費用の増加、枯損木の増加に伴う伐採費用の増加が見込まれます（図 2-12、図 2-13）。

現在、市内の街路、遊歩道に存在する街路樹全て年に 1 回剪定すると仮定した場合、概算で約 3 億円を要します（図 2-14）。これは、現在の「街路樹等維持管理経費」（高木の管理だけでなく、低木剪定、生垣剪定、草刈、除草に要する費用などを含みます）の年間予算の約 2 倍です。

さらに、今の街路樹が年に 3cm ずつ成長したと仮定した場合、10 年後には今の剪定費用の 1.3 倍の費用がかかる見込みです（図 2-14）。

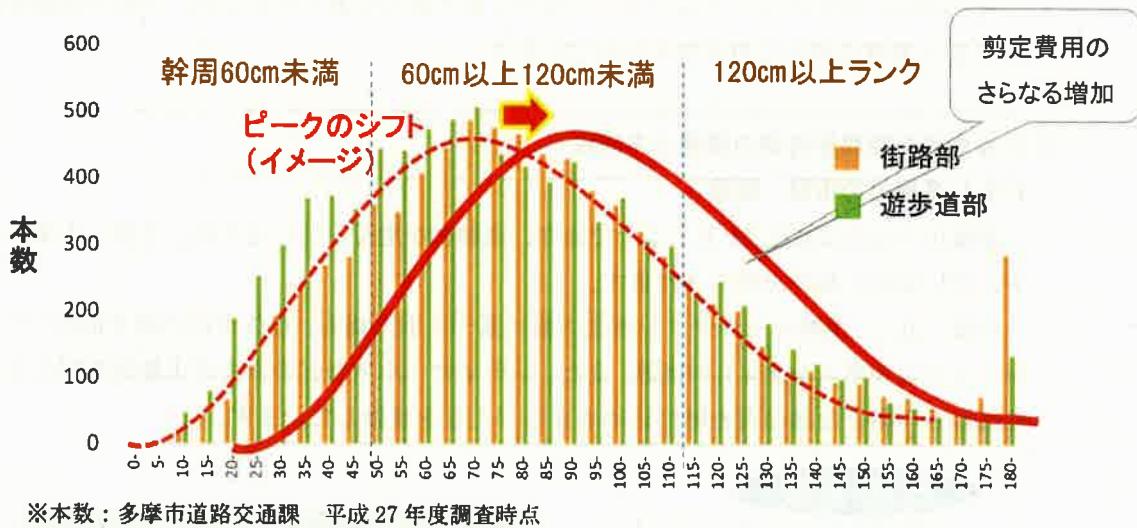


図 2-11 街路樹の幹周り別本数と経年成長のイメージ図

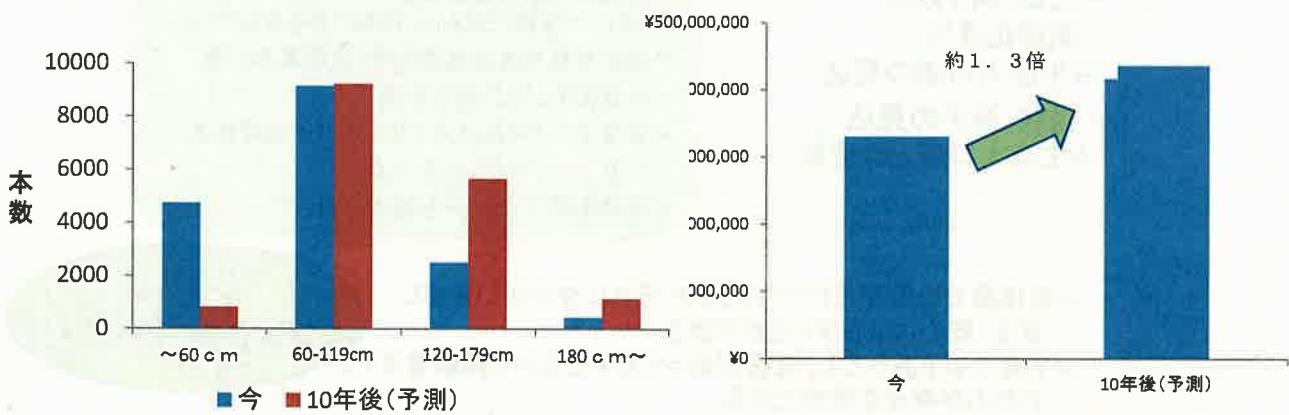


図 2-13 幹周りランク別の街路樹本数についての経年成長予測

※年に幹周りが 3m 成長すると仮定して予測

図 2-14 経年成長予測に基づく街路樹剪定費用の増加（概算予測）

※年に 1 回剪定すると仮定  
全ての街路樹を落葉高木と仮定  
(実態は、落葉高木 : 常緑高木 = 2:1程度)

### 2.3.3 今後の街路樹の維持管理における課題

今後、街路樹の更なる大径木化や老木化による管理負担増加や今後の税収減少なども想定されることから、適正な管理がいっそう困難な状況になることが予想されます。

そのため、適正な管理が行き届かず、危険な歩行空間や、防犯上不安のある暗い遊歩道空間が増加することで、良好な道路空間の維持に支障が生じます。それらが積み重なることによって、多摩のまちの魅力や暮らしに影響することが想定されます。

こうした負のつながりを改善・解消することが課題です。

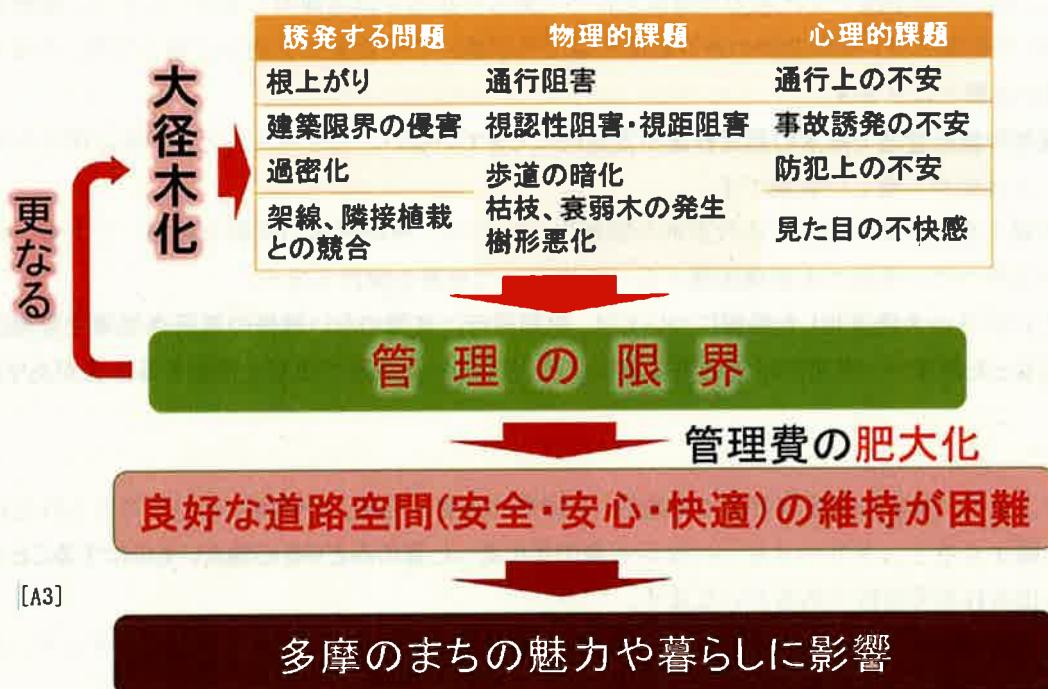


図 2-15 多摩市における街路樹管理の問題

### 2.3.4 多摩市の街路樹管理の取り組みの方向性

街路樹の管理は、一般に植栽空間や樹木の生育状況に応じ「育成段階」から「維持段階」へ、「維持段階」から「更新の検討段階」へと移行していくと言われています。

市の場合、大径木化が進んだ結果、**今回の改定では多くの路線でこの更新検討に着手する必要があります。**

大径木化が進んだ街路樹については、樹木の状況から判断して、現状の樹木を保全する場合と、更新（再整備）する場合の2つの考え方があります。保全を図る場合は、樹木の状況を評価し、その内容を踏まえた適切な措置を行い、樹木の状態を経過観察します。しかし、樹勢が衰退した危険木や、植栽空間の許容範囲を越える状態にまで成長した樹木に対しては、やはり更新が必要となります。

**現状の維持管理で高木の剪定作業が定期的にできていないことを考えると、一律に保全を図ることは極めて難しい状況です。**

景観上重要な並木を有する代表的な路線については、現地樹木の状態を評価した上で、保全を図りつつ、それでも管理困難となった場合には更新を検討します。

それ以外の大径木化した路線については、車両通行に支障のない規格の高所作業車で管理困難になった段階や、根元径が植樹帯の幅にひどく差し迫った段階で更新を検討する必要があります。

以上より、現在の街路樹管理の課題や、多摩市の市勢・財政、街路樹について考えられる将来を踏まえると、メリハリをつけながら**身の丈にあった量のみどりを心地よいものにする**ことが導き出される方向性であるといえます。

ここでの心地よいという方向性については、清潔感があったり、安心して通行できたり、気持ちよく通行できる状態を指しています。

また、身の丈にあったみどりの量については、財源確保の方策も検討しつつ、基本的に現在の予算の範囲内で適切に維持管理できる規模の街路樹本数と考えています。

しかしながら、ただ単に量を適切にするだけではなく、人の目線レベルでのみどりの量（緑視量）は、可能な限り確保するなど、工夫をしていく必要があります。（**図を今後追加予定**）

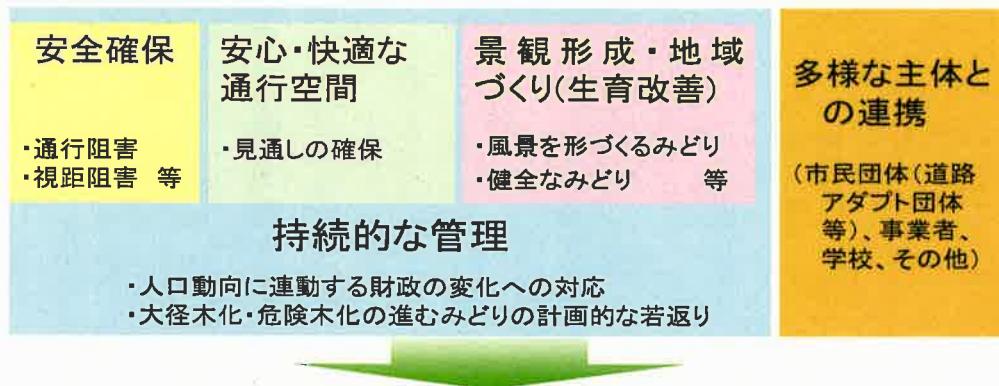


図 2-16 市の街路樹管理の課題から導き出される方向性

## 第3章 街路樹のテーマ・方針、目標像

### 3.1 テーマ及び方針

街路及び遊歩道における街路樹の役割・機能については、共通する事項がある一方で、相違点があるため、街路と遊歩道で異なるテーマを設定することにします。

そこで、2章で述べた市の街路樹に関する取り組みの方向性を踏まえ、街路部及び遊歩道部それぞれのテーマを掲げ、安全な通行の確保に向けた適切な管理をしながら、持続可能で、誇ることができるみどりづくりに取り組む大方針を設定しました（図3-1）。実施方針については、次項で述べます。

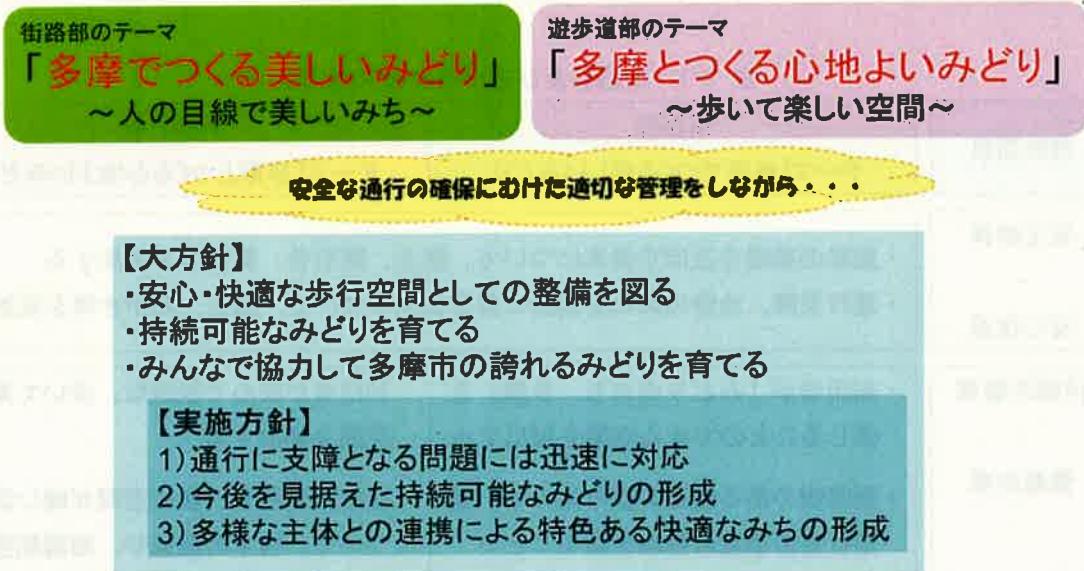


図 3-1 テーマ及び大方針・実施方針

### 3.2 実施方針

テーマ及び大方針を踏まえながら、街路部及び遊歩道部における街路樹管理の3つの実施方針を設定しました。街路部及び遊歩道部において実施方針の具体的な内容については、表3-1に示すとおりです。

**【実施方針】** ※構成は街路部・遊歩道部とも同じです。

- 1) 通行に支障となる問題には迅速に対応（安全確保・安心快適）
- 2) 今後を見据えた持続可能なみどりの形成（持続的管理・景観形成）
- 3) 多様な主体との連携による特色ある快適なみちの形成（市民連携）

表 3-1 街路部及び遊歩道部の実施方針

方針項目	街路部 テーマ「多摩でつくる美しいみどり」	遊歩道部 テーマ「多摩とつくる心地よいみどり」
安全確保 ・ 安心快適	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設の損傷を及ぼす樹木について、撤去、間引き、剪定等を実施する</li><li>・通行支障、治安の悪化を誘発し得る樹木について、撤去、間引き等を実施する</li></ul>	
持続的管理 ・ 景観形成	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者が「みどりのまち 多摩」を感じることのできる空間を創出する</li><li>・街路樹のある路線の絞り込みや、過密状態の植栽の整理を図ることで“目の行き届くレベルでの管理”に取り組む</li><li>・大径木化が進む路線について、樹種転換や若木への植替え等の更新を検討する</li><li>・他施設や隣接する緑との競合により衰弱している樹木について、管理者間調整による緑量の適正化を図る</li><li>・その他路線・区間について、管理目標を設定し、改善策の整理を行い、計画的な管理に取組む</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者が安心で快適な、歩いて楽しい空間を創出する</li><li>・樹木が衰弱し、歩行空間が暗い区間にについて、樹木の撤去や、樹種転換、若木への植替え等の更新を検討する</li></ul>
市民連携	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政、市民、学校、企業、アダプト団体、ボランティア団体等の連携・協働を図る</li></ul>	

### 3.3 短期的・中長期的なビジョン

前項の実施方針を踏まえ、今後、10年における短期的なビジョンと、それ以降の中長期的なビジョンを表3-2に掲げました。将来的には、行政と市民との連携・協働により、街路部及び遊歩道部の街路樹に対して持続的な管理を行うことで、多摩市の誇れる美しく・安心快適なみどりの形成を目指します。

表3-2 短期的・中長期的なビジョン

観点	短期的なビジョン（10年後を目指す）	中長期的なビジョン（30年後）
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>枯損木や枯枝の適切な措置や根上がりの解消によって、安全な通行が確保されている</li> <li>街路樹が整理され、通行時の見通しが確保され、安心して通行ができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>みどりの息吹を感じながら通行できる（街路部）</li> <li>みどりを楽しみながら安心して通行できる（遊歩道部）</li> </ul>
景観形成・地域づくり（生育改善）	<ul style="list-style-type: none"> <li>枯損木の発生本数が減少している</li> <li>危険性を考慮した大径木に対する改善策に順次着手している</li> <li>建築物及び架線・電柱・信号等隣接施設との競合の回避が図られている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路空間に適合した樹木がいきいきと育ち、みどりの質の向上が図られている</li> <li>美しい並木道の形成が図られている（街路部）</li> <li>街区ごとに特色のある風景の演出が図られている（遊歩道部）</li> </ul>
持続的管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的な剪定を順次実施している</li> <li>道路空間に適合した管理負荷の少ない樹種への更新や緑量の調整等の試行に一部着手し、数区間に展開している</li> <li>樹高抑制に関する試行を一部で実施し、景観形成に資する維持管理手法に取り組んでいる</li> <li>樹木の状況と維持管理がデータベース化され一括で管理されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽樹木の計画的な更新によって、年度単位での管理コストの平準化が図られている</li> </ul>
多様な主体の参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存のアダプト活動を手がかりとした、街路樹づくりの活動内容に進展がみられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民連携により、危険木や支障木発見の際の通報システムが構築されている</li> <li>市民連携・協働による地域での取り組みとして、若木や中低木・地被の管理活動等が定着している</li> <li>公園等のみどりの維持活動との連携が図られている</li> </ul>

## 第4章 方針を実現させるための取り組み

### 4.1 課題対応の基本的な考え方

前章で記したテーマや大方針を実現させるためには、第2章で述べた**課題に適切に対応していく**ことが必要です。

多摩市の街路樹に係る課題への対応については、平成20年度策定のよくなるプランにおける課題対応の第1段階のように、通行の支障となる問題には迅速に対応することが必要であり、本プランでも、未対応箇所について、継続的、かつ、計画的に対応していきます。

しかしながら、将来も見据えながら、路線全体をどのように維持していくか、多摩市全体の道路のみどりをどのように維持管理していくのかを考えいくためには、目標像を明確にし、計画的な管理を行うことも必要です。

一方、街路樹は他の道路施設とは異なり、生きものであり、時と共に成長し変化することを前提とした管理の実施が必要です。今回の改定では大径木化し、今後もさらに大径木化が進むことを踏まえ、持続可能なみどりの形成に向けて、課題対応に順応的に取り組みます。

また、新たな取り組みとして、街路樹管理に関する情報や管理のあり方の認識を市民と共有することや、市民との連携や協働によって、**特色ある快適なみちの形成**を目指します。多摩市はニュータウン開発時の取り組みによる街中の豊かなみどりは、多摩市のセールスポイントの一つです。こうした街中のみどりを良好な形で持続し、より魅力あるものに変えていくために、多様な主体との連携を推進させます。

#### 【改定版の大方針】・安心・快適な歩行空間としての整備を図る

- ・持続可能なみどりを育てる
- ・みんなで協力して多摩市の誇れるみどりを育てる

方針1：通行に支障となる問題には迅速に対応  
(安全確保・安心快適)  
→現プランでの第1段階(着手済)

方針2：今後を見据えた持続可能なみどりの形成  
(持続的管理・景観形成)  
→現プランでの第2段階以降

方針3：  
多様な主体との連携による特色ある快適なみちの形成  
(市民連携)  
→現プランにはない新たな取り組み

特に検討が必要

図 4-1 実施方針の基本的な考え方

## 4.2 課題解決の取り組み

### 4.2.1 取り組みの区分

現行のよくなるプランにおいては、課題対応を5段階に分け、段階的な改善手法によって諸課題の解決に取り組む方針としていましたが、初期段階の対応に注力した結果、交通支障以外の諸課題についてはほとんど着手できませんでした。このことを踏まえ、改定版においては、現行プランの5段階を3つの対応策に再整理しました。

現行プランの第1段階をするものが**対応策1**です。第2段階～第5段階については、**対応策2**と**対応策3**です。現況好ましくない状態のみどりの適正化及び改善を行うのが対応策2です。対応策3は、早急な更新が必要とされない路線を主に想定したものであり、路線全体での管理の方向性を定めた上で、剪定等による改善を進めながら、更新の適期や手法を検討していきます。

#### 「多摩市街路樹よくなるプラン(街路編)」に基づく管理 (多摩市道路交通課、平成20年9月)

第1段階	信号機、標識、交差点の見やすさの確保、街路灯支障などの防犯上の支障を、根上がり等により道路を破損させている街路樹の撤去（+建築限界の確保）
第2段階	公園や学校、団地の緑地と重複している街路樹の間伐
第3段階	樹木間隔を広げるための間伐 →生育空間の確保、自然に近い緑豊かな樹形づくり
第4段階	景観上で大切な街路樹や、枯れた街路樹を若木へ更新
第5段階	既存の街路樹がふさわしくない箇所について、樹種変更

#### 今回の改定

#### 「多摩市街路樹よくなるプラン(改定版)」に基づく管理 (多摩市道路交通課、平成30年3月)

対応策1	交通支障箇所の安全確保	信号機、標識、交差点の見やすさの確保、街路灯支障などの防犯上の支障木、根上がり等により道路を破損させている街路樹の撤去（+建築限界の確保）
対応策2	緑の量の適正化	他施設や隣接する緑と競合している箇所の管理者間調整による緑量の適正化 暗い空間の植栽木の間伐撤去(主にペデ・清潔感UP)
	危険木の更新着手	維持困難で危険性が増大している街路樹の撤去、更新
対応策3	緑の質の改善	将来を見据えた路線全体での計画的な剪定等の管理を実施
	更新	街路樹の更新

現状の取り組み

現状  
改定後徐々に着手

図 4-2 平成 20 年度よくなるプランから改定版における課題対応の改善手法の比較

#### 4.2.2 取り組みの内容

多摩市の街路樹の課題については、前項でも示したとおり大径木化を含む樹木自体に関する課題のほか、大径木化から派生する交通安全上の課題、並木としての景観上の課題があります。分類した課題ごとに考えられる取り組みは、表 4-1 に示すとおりであり、必要に応じてこれらの手法の組合せも考えられます。

以下の今回考えられる主な取り組みの解説及び考え方を示します。

表 4-1 課題に対する取り組みの具体的な内容

課題分類	課題の事象	考えられる取り組み
樹木自体	・腐朽、枯損木、衰弱木	撤去、更新
	・植栽枠規格に合わない大径木樹種	植栽基盤整備 撤去、更新
	・隣接する緑による被圧	撤去
交通安全面	・交通標識等の視認阻害	剪定、撤去
	・街灯光阻害	
	・中低木繁茂による視距不良	
	・架線への枝葉の接触	剪定、撤去
	・根上がり及び根上がりによる舗装破損	根系切除、植栽基盤整備、剪定、撤去、更新
景観面等	・過密化	剪定、間引き、更新
	・並木全体の統一化の欠如	剪定、更新
	・枝葉の民地への越境	剪定、撤去、更新
	・結束が外された支柱の残置	支柱撤去

##### (1) 剪定

基本的な樹形の整えのほか、以下のような場合に枝を切除します。

- ・街路樹の受ける風圧を軽減させる必要がある。
- ・街路樹に枯れ枝等の危険な不要枝がある。
- ・建築限界の侵害、民有地へ大きく越境する枝がある。
- ・病虫害に侵されて他の対策では対処が不可能と判断された枝等や、樹冠内の枝の密度を低くして通風性を確保し病虫害の予防を行う必要がある。

また、樹高が高くなり、周辺への越境や管理が困難になった場合に、樹高を下げるために、樹木全体の枝を切り詰める、「切り戻し」という剪定作業も行うことがあります。

##### (2) 植栽基盤整備

植樹帯幅にひっ迫するほど大径木化が進み、根上がりによる舗装破損が起きている場合、撤去や更新の他に植栽基盤を含む植栽空間の改良の対策を行うことがあります。

歩道幅員が広く、十分な植樹帯幅が確保できる場合は、現状の植樹枠を縦横方向に広

げることが考えられ、歩道幅員が狭く、十分な植樹帯幅が確保できない単独樹の場合、単独樹をつなげ植樹帯に変えることで、根の生育空間を広げることが考えられます。

植栽基盤空間を拡幅して再舗装する取り組みは全国的にもみられますが、施工費用が高価なため導入例は少ないです。

なお、応急的な対応として、根上がりした部分の根系を切除して再舗装を行う場合がありますが、固結した土壌をほぐしたり、通気性・透水性等改善したりするなど、植栽基盤自体の改良をあわせて行わないと、樹勢の低下や再び根上がりを生じることになります。

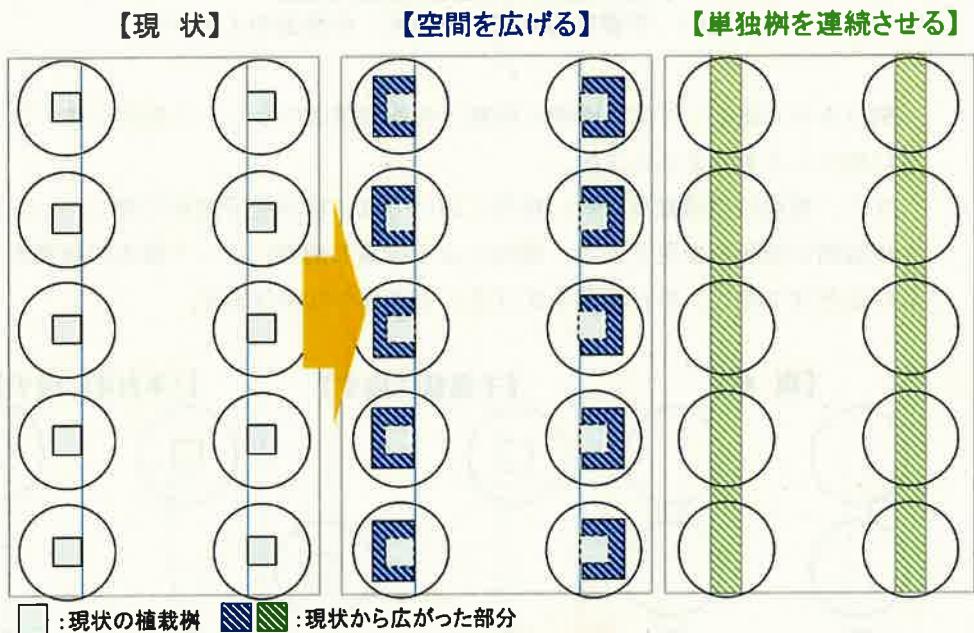


図 4-3 植栽基整整備の考え方の例

### (3) 撤去、間引き

枯損木や衰弱木、交通安全上課題のある樹木（低木も含む）については、倒木の危険性や通行への支障となるため、撤去（伐採）を基本としています。

樹木どうしの枝葉が重複し、樹木が衰退している場合や歩道空間を暗くし安全通行上危険である街路樹については、一部の街路樹を間引き（間伐）します。

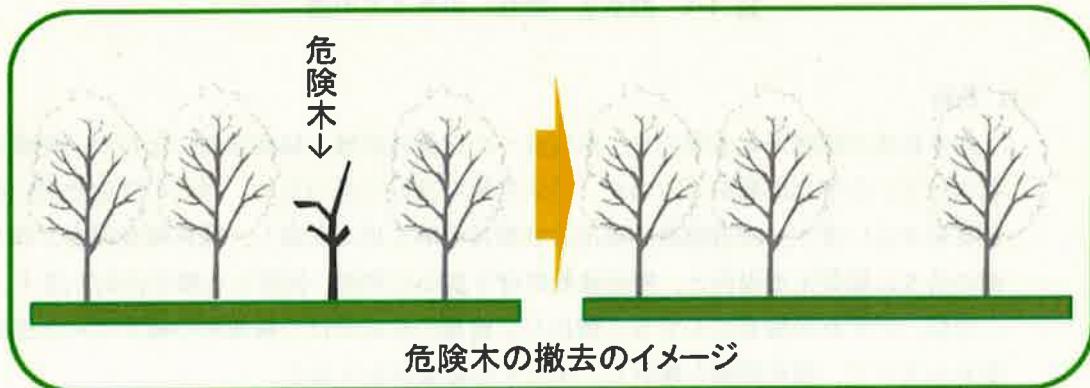


図 4-4 危険木（高木）の撤去のイメージ

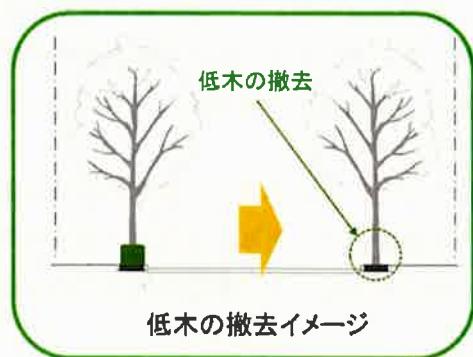


図 4-5 不要な街路樹（中低木）の撤去のイメージ

間引きの方法としては、路線の両側にある街路樹のうち、千鳥状に残すことや 1 本おきに残すことが考えられます。

また、現況の歩道幅員が狭い場合においては、樹木を千鳥状に残しつつ、連続植樹帯を単独樹に形状を変更すると、間伐による緑量の調整によって樹木の枝葉の生育空間を広げるだけでなく、歩行空間を広げることにもつながります。

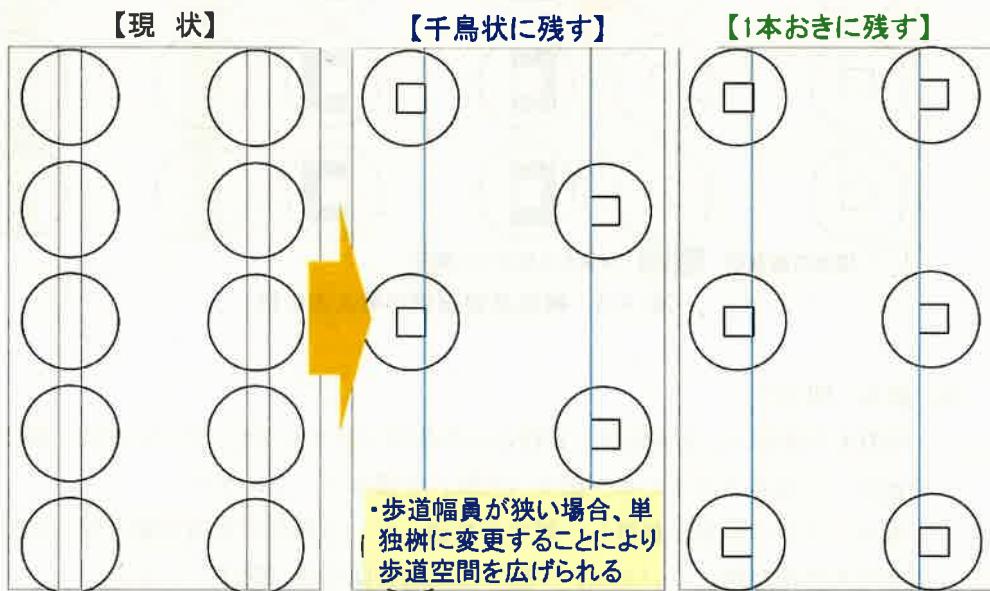


図 4-6 間引き（間伐）の考え方の例

#### (4) 更新

樹木自体の課題がある場合や、他施設への枝葉の接触、植栽空間に合わない樹種が植栽されている等の課題がある場合、並木景観を良好に保つため、樹木の立地状況に応じた更新を行います。歩道幅員や現況の植樹帯幅等立地を考慮し、既存植栽樹木と同じ樹種の若木に植替える場合と、既存植栽樹種と異なる樹種へ植替える場合があります。

なお、いずれの場合にしても、選択した樹種の成長特性や植樹帯の幅を含めた道路構造をふまえて、植樹間隔を検討し、決定する必要があります。



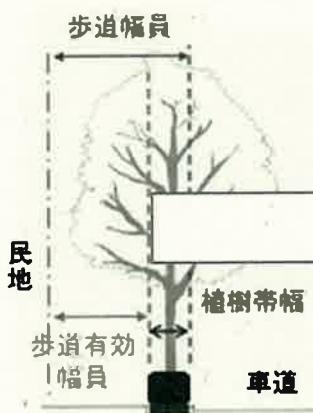
図 4-7 若木更新及び樹種転換のイメージ

【樹種ごとの樹冠形成を踏まえた歩道幅員の適性区分】

※修正内容（案）

道路幅員や隣接する敷地との距離、植樹帯の幅等に応じて、導入に適した樹種がありますが、現在の街路樹が必ずしもそのような条件に適合しているわけではないことを示すとともに、更新にあたっては道路幅員や隣接する敷地との距離、植樹帯の幅等に応じて樹種選定を行う必要があることを示します。

(歩道幅員が狭い場合)



(歩道幅員が広い場合)



図 4-8 道路幅員と歩道有効幅員、植樹帯幅の関係

※配布資料の表 4-2 は削除、次ページの図は上図に統合